

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	58,000千円 H30.9.30まで	H28.4.29 アビジャ ンで (同日)	日本側 川村裕在・コートジボワール大使 コートジボワール側 アブダッララー・アルベール・トワケス・マフリリ外務大臣	H28.5.19 166号
コートジボワール	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,659,000千円 H33.12.31まで	H28.8.17 アビジャ ンで (同日)	日本側 川村裕在・コートジボワール大使 コートジボワール側 アブダッララー・アルベール・トワケス・マフリリ外務大臣	H28.8.29 340号
コートジボワール	コートジボワール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.11.3 アビジャ ンで (同日)	日本側 川村裕在・コートジボワール大使 コートジボワール側 アブダッララー・アルベール・トワケス・マフリリ外務大臣	H28.11.16 443号
コートジボワール	食糧援助に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.11.3 アビジャ ンで (同日)	日本側 川村裕在・コートジボワール大使 コートジボワール側 アブダッララー・アルベール・トワケス・マフリリ外務大臣	H28.11.16 444号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。